

子ども・子育て支援新制度などの少子化対策の充実について

我が国の少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活力の低下に加え、超高齢化社会の到来に伴う社会保障負担の増大とも相まって、近い将来、国家的な危機を招きかねない喫緊の課題となっている。

こうした中、国では「骨太の方針」において、「人口急減・超高齢化に対する危機意識を共有し、少子化危機ともいるべき現状を突破しなければならない。」とし、少子化対策の充実に取り組むことが明記されたところである。

国においては、「少子化危機突破」に向けて、あらゆる分野の制度・システムを安心して結婚、出産、子育てしやすい環境を実現するために見直すとともに、地方が地域の実情に応じた取組を進めることができるようになることが必要である。

このため、「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向けては、「量的拡充」を優先する案が示されているが、「量的拡充」と「質の改善」は車の両輪であり、保育人材の待遇改善や職員配置の改善などの「質の改善」を含めた充実した支援が可能となるよう、十分な財源を確保することが必要である。

また、地域の子ども・子育て支援について、地方の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、現行の補助制度の充実や、子育て家庭の経済的負担の軽減に資する制度の創設を行うとともに、近年増加傾向にある不妊治療を受ける者が安心して治療が受けられるよう、不妊治療への支援の充実を図るなど、地域にとって自由度が高い結婚・妊娠・出産・育児・教育の「切れ目ない支援」の充実強化が必要である。

さらに、女性が仕事と出産・子育てを両立できるよう、女性の活躍を支援する取組を進めることも求められる。

については、国と地方がともに少子化に対する危機感を共有し、次世代を担う人づくりを着実に推進していくため、次の項目を強く要望する。

1 子ども・子育て支援新制度の施行に係る財源の確保について

子ども・子育て支援法の基本理念である「全ての子どもが健やかに成長するように支援する」ことが可能となるよう、新制度の実施にあたっては、「量的拡充」と「質の改善」を同時に実現するために、十分な財源の確保を図ること。

2 地方の実情に応じた補助制度の充実

新制度における地域子ども・子育て支援事業は、子どものより良い育ちを実現する上で重要であり、人口減少などの課題を抱えた地方においても実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、人口減少地域の実態に配慮し、補助要件の緩和や補助の拡充など補助制度の充実を図ること。

3 子育て家庭の経済的負担の軽減について

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する新たな税制度の創設や、第3子以降の保育料無料化など、教育費を含む子育て経費への支援に係るこれまでにない新たな仕組みの構築を図ること。

4 地域少子化対策強化交付金の拡充について

安心して子どもを産み育てることが出来る地域社会の実現に向けて、地方の現場が地域の実情に応じて出会い・結婚から妊娠・出産、育児まで、切れ目ない支援策を充実させ、「少子化対策」を安定的、持続的に推進できるよう、地域少子化対策強化交付金を継続的な制度として確立するとともに、交付額の拡大と柔軟な制度運用を行うこと。

特に結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催事業を交付金の対象とし、「出会い・結婚から妊娠・出産、育児」の始まりである「出会い」の場作りに国も協力すること。

5 不妊治療への支援の拡充について

子どもを持つことを希望する者が安心して不妊治療を受けることができるよう、不妊治療に係る医療保険適用範囲の拡大や国庫補助の拡充を図ること。

また、高額な男性不妊治療を受ける者も増加していると考えられることから、治療に対する助成額を増額すること。

6 女性の活躍促進について

女性の潜在的労働力の活用は、経済の活性化に必要であるとともに、女性の労働力率と合計特殊出生率には正の相関関係もあることから男女とともに子育てしやすい職場環境づくり、女性の就業継続支援や再就職・創業支援、男性の家事・育児分担、待機児童対策などの取組を総合的に推進し、女性の活躍促進に向けた総合的な施策の充実を図ること。

平成26年10月20日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政